

田村市公告第157号

令和8年度 田村市「田村市の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和8年5月1日

田村市長 白石 高司

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度
田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (3) 契約限度額 11,984,819円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。
※契約上限額を超える提案は受け付けない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録される見込みのある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (4) 田村市税を滞納している者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

(7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

3 参加表明書の提出

本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部商工課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

(4) 提出書類

①参加表明書(様式2) 1部

②参加資格要件確認書(様式3) 1部

③企業実績調書(様式4) 1部

④市税(法人市民税・固定資産税)の納税証明書の写し 1部

※市税は、田村市から課税されていない場合は添付不要

⑤直近2年分の決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)各1部

4 応募手続等

項目	日程
公募開始(プロポーザル公告)	令和8年5月1日(金)
参加表明書等の提出期限	令和8年5月13日(水)午後5時(必着)
質問書の提出期限	令和8年5月20日(水)午後5時(必着)
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日(金)午後5時(必着)
プレゼンテーション審査会	令和8年6月11日(木)
審査結果通知	令和8年6月15日(月)

※応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

5 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

6 最優秀提案者の決定

令和8年度「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に決定する。

ただし、最高得点が基準点（評価点の満点の6割（小数点以下切り捨て。）とする。）以上でない場合は、最優秀提案者を決定しない。

なお、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

また、多数決が同数の場合は、委員長が決定する。

7 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての参加者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。なお、審査結果（評価点）は非公表とする。

- (1) 企画提案書の提出件数
- (2) 最優秀提案者の名称

8 その他

本業務に関する詳細は、令和8年度田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託プロポーザル実施要綱、仕様書による。

9 問い合わせ先

田村市 産業部 商工課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電 話 0247-82-6677

電子メール shoko@city.tamura.lg.jp